



IV. 建築物の整備にあたっての措置

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定したものである。

IV章では、利用者を想定し、「考え方」を踏まえて選択する「措置」について、整備項目別、対象別（共通事項、障害別）に提示している。

凡 例（図は除く）

（適用対象）

- 「■」 整備基準と同じ適用対象。
- 「□」 整備基準の適用対象よりも対象を広げた適用対象。

（措 置）

- 「●」 整備基準と同じ内容の措置。
- 「◇」 整備基準の内容よりも一層円滑に、快適に利用できるよう寸法や規格を高めた措置。
- 「○」 整備基準にはない追加整備を内容とする措置。

※⇒■、⇒● 基になった適用対象や整備基準。

※▼ 項目

	措置
共通	<p>▼配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道と車路を分離する。 ○やむを得ず車路と交差する場合は横断部分を歩道面と同じ高さとする。 <p>▼仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇表面は濡れても滑りにくく、平たんにする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●表面は滑りにくく、平たんにする。 ●排水溝のふたは、杖及び車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。 (スリットは1cm程度以下) ○水勾配が必要な場合でも、最小限の水勾配を心がけ、できる限り水平とする。 ○仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行しやすさに配慮する。 ○床の表面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いる。 <p>▼段</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分は、階段に準じた構造とする。 <p>▼傾斜路を設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ●色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ●傾斜路の左右に転落防止措置をとる。 ◇両側に踊り場も含めて連続的に2段の手すりを設ける。(図1) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●手すりを設ける。(勾配 1/12 超、又は高さ 16 cm 超かつ勾配 1/20 超の傾斜路がある場合) ○傾斜路の手すりの上端及び下端には歩きはじめの安定確保や視覚障害者の利用に配慮し、45 cm 以上の水平部分を設ける。 ○傾斜路の折り返し部分は見通しを確保する。 ○傾斜路のみの整備とせず、手すり付き階段を併設する。(図1) <p>▼設備・備品等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①照明 <ul style="list-style-type: none"> ○誰にでも認知できる明るさを確保する。ただし、強い光が目には直接当たるようなことがないように考慮する。 ②休憩用施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ等の休憩用施設を設置する。 ③その他 <ul style="list-style-type: none"> ○敷地出入口と建築物の出入口までの間を雨にぬれない構造とする。 ○通路の見通しが悪く、衝突の可能性があるところでは、鏡等を設ける。 ○鏡を設ける場合は、間違っって鏡に衝突しないよう鏡であることが分かるように設置する。 ○設置物は、有効幅員を狭くしたり、手すりなどによる連続誘導が妨げられないよう配慮する。 ○植え込みや塀を設ける場合は、その高さを低くするなど、幼児、児童、車いす使用者の存在が認識できるものとする。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設名称表示等は、夜間でも分かりやすいよう照明等に配慮する。位置は、目線の高さに大きく表示する。

	<p>□不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの ⇒■利用円滑化経路を構成するもの等</p> <p>▼寸法 ◇有効幅員は 1.8m以上とする。 ⇒●有効幅員は 1.4m以上とする。</p> <p>▼仕上 ●段は設けない（傾斜路又は昇降機併設の場合可）。</p> <p>▼戸 ●戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●戸の前後には高低差を設けない。</p> <p>▼傾斜路を設ける場合 ●高低差 75 cm以内ごとに踏幅 1.5m以上の踊場を設置する。 ●始点及び終点には 1.5m以上の水平部分を設置する。 ●側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に 5 cm以上の立ち上がりを設ける。 ◇有効幅員は 1.8m以上（段に併設の場合 1.2m以上）とする。（図 1、2） ⇒●有効幅員は 1.4 m以上（段に併設の場合 90 cm以上）とする。 ◇勾配は 1 / 20 以下とする。 ⇒●勾配は 1 / 15 以下（高低差 16 cm 以下の場合 1 / 8 以下）とする。 ○傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも 1.5m以上の水平な踊り場を設ける。特に下端部分では、下ってきた車いすに配慮し、水平部分を長く設ける。</p>
車いす使用	<p>▼傾斜路を設ける場合 ○傾斜路が長い場合、エレベーターによる移動と選択できるようにする。</p> <p>▼設備・備品等 ○休憩用施設には、車いす使用者が並べるスペースを設ける。</p>
視覚障害	<p>□すべての施設 ⇒■床面積 1000 m²超の施設</p> <p>▼誘導 ◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。（図 1） ⇒●道等から出入口までの通路 1 以上を視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。 ○視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、通路の色と紛らわしい時に限り、床材とのコントラストの大きい他の色を用いる。 ◇視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、段又は傾斜のある部分の上端及び下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する。（図 1） ⇒●視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に接する部分、段又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設する。 ○誘導する経路上の傾斜路は線状ブロックを敷設して連続的に誘導する。（階段が併設されている場合は階段へ誘導する。） ○上屋のある通路を設けた場合、視覚障害者誘導用ブロックをその部分に敷設する。</p> <p>▼認識しやすさ ○移動方向を示すデザインとする。また、錯視等を生じさせない通路舗装とする。（床のパターンによっては、間違っ誘導されたり、凹凸があるように見えることもある。） ○視覚障害者が敷地内の車路に進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。</p>

○手すりを付けられない場所は、点状ブロック等を設置する。

○通路上に設置するものは、視認性をよくする。

○やむを得ず車止めを設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。

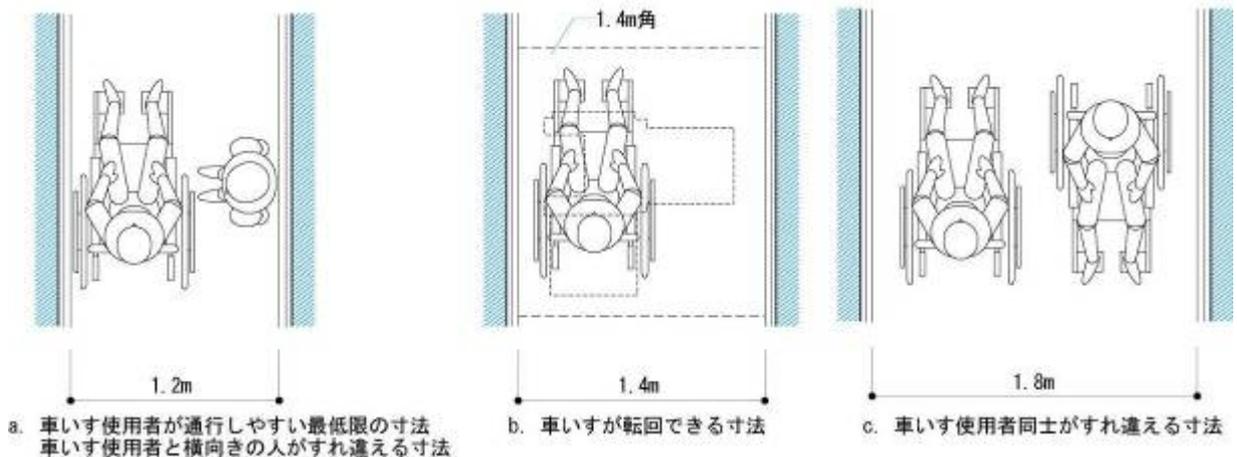
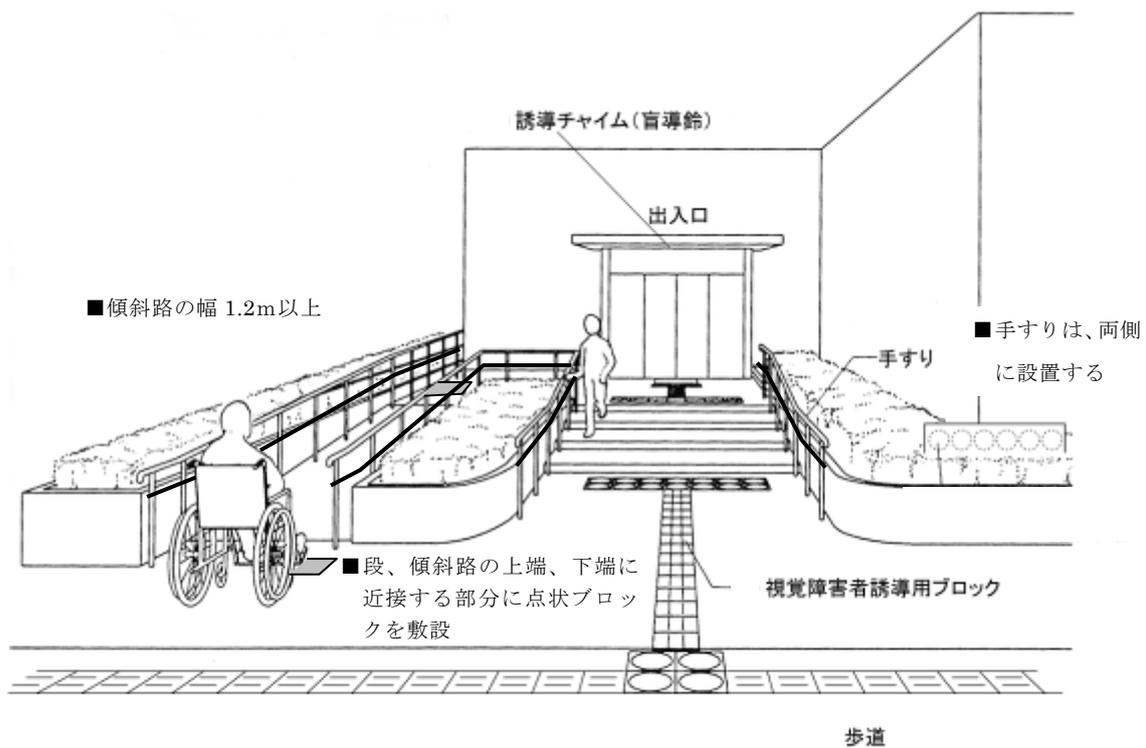
▼設備・備品等

○支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。

○支柱はぶつかっても怪我をしないように、防護用カバーを付ける。

○ベンチ等を設置する場合、音による誘導などで、視覚障害者がその施設が察知できるようにする。

図1 敷地内通路の整備例

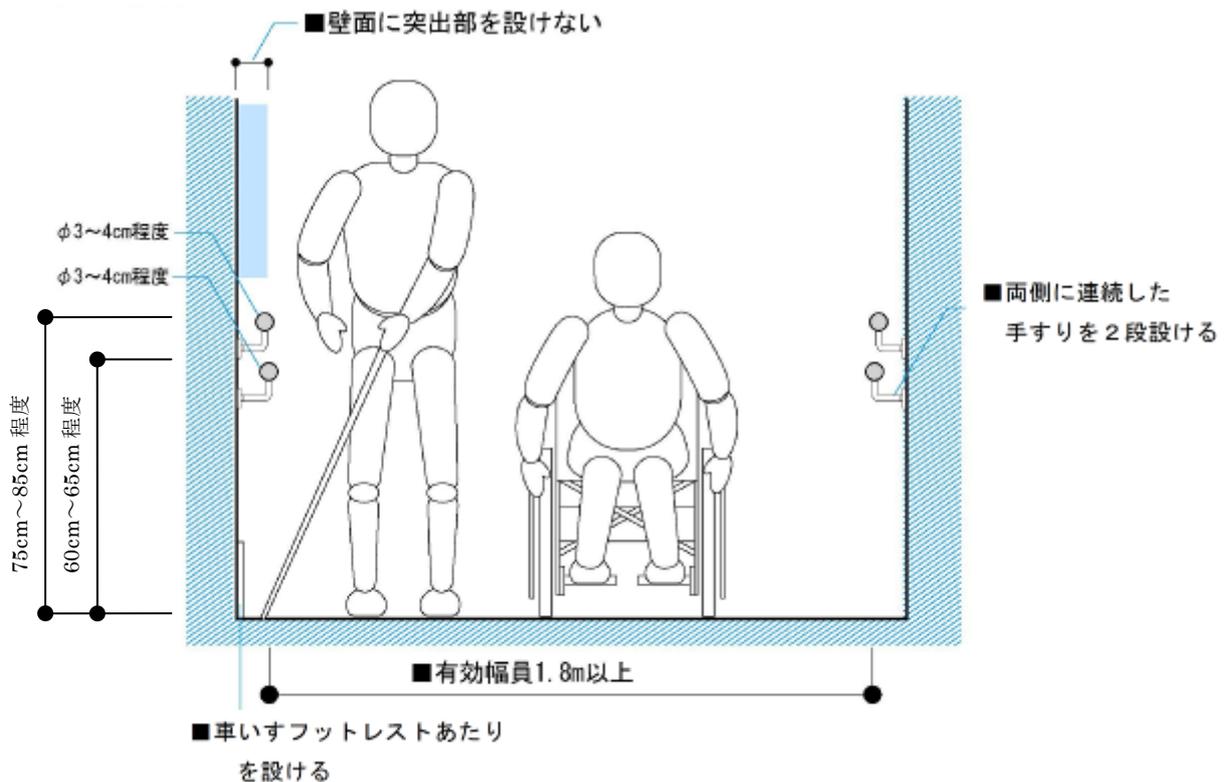


	措置
共通	<p>▼仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇表面は濡れても滑りにくく、平たんにする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●表面は滑りにくく、平たんにする。 ●排水溝のふたは、杖及び車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。 (スリットは1 cm程度以下) ○転倒した時の衝撃が少ない素材とする。 ○床の表面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いる。 ○床と壁の色のコントラストを付ける。 <p>▼段</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分は、階段に準じた構造とする。 ○避難経路には段を設けない <p>▼傾斜路を設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ●色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ●傾斜路の左右に転落防止措置をとる。 ◇両側に踊り場も含めて連続的に手すりを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●手すりを設ける（勾配 1/12 超、又は高さ 16 cm超の傾斜路がある場合）。 ○傾斜路の手すりの上端及び下端には歩きはじめの安定確保や視覚障害者の利用に配慮し、45 cm以上の水平部分を設ける。 ○傾斜路の折り返し部分は見通しを確保する。 ○避難路の確保と移動手段の選択肢を増やすため、大規模な施設の場合は、階段、エレベーターとともに傾斜路も併設する。 <p>▼設備・備品等</p> <p>①手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専ら高齢者・乳幼児等が利用する施設においては、利用状況を勘案して廊下等の水平部分にも両側に連続して手すりを設置する。(図1) ○手すりの色は壁など周りの色とのコントラストを大きくする。 <p>②側壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○曲がり角は、隅切り、曲面切り又はコーナー保護材など危険防止する。(図2) ○壁面に消火栓ボックスなど突出部を設けない。(図3) ○やむを得ず壁面に突出部を設けるときは必要な措置をする(床から 65 cm以上のときは突き出し部分は 10 cm以下)。(図1) <p>③照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○足元灯、非常用照明装置を設置する。突き出しのないものとする。 <p>④ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガラス壁は模様をつけて分かりやすくするなど、衝突防止策を講じる。 ○ガラスを用いた開口部や奥行を広く見せるための鏡などは間違えてぶつかってしまう可能性があるためははっきりと認識できるように工夫する。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ等の休憩用施設を設置する。 ○空港など、移動距離が長い場合は動く歩道等により移動の負担を軽減する。 ○通路の見通しが悪く、衝突の可能性があるところでは、鏡等を設ける。

	<p>○鏡を設ける場合は、鏡であることが分かるように設置する。</p> <p>○設置物は、有効幅員を狭くしたり、手すりなどによる連続誘導が妨げられないよう配慮する。</p> <p>□不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの ⇒■利用円滑化経路を構成するもの等</p> <p>▼寸法</p> <p>◇有効幅員は 1.8m以上とする（車いす使用者同士がすれ違える、視覚障害者誘導用ブロック以外のところで車いすが通れるなど様々な通行に対応できる。）（図 1）</p> <p>⇒●有効幅員は 1.4m以上とする（ただし、端から 10m以内及び区間 50m以内ごとに幅及び奥行きがそれぞれ 1.4m以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設けた場合可）</p> <p>▼仕上げ</p> <p>●段は設けない（傾斜路又は昇降機併設の場合可）。</p> <p>○カーペットの場合は、毛足の長いものは車いす等の操作が極端に重くなるために避ける。</p> <p>▼戸</p> <p>●戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>●戸の前後には高低差を設けない。</p> <p>▼傾斜路を設ける場合</p> <p>●高低差 75 cm以内ごとに踏幅 1.5m以上の踊場を設置する。</p> <p>●始点及び終点には 1.5m以上の水平部分を設置する。</p> <p>●側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に 5cm以上の立ち上がりを設ける。</p> <p>◇有効幅員は 1.8m以上（段に併設の場合 1.2m以上）とする。</p> <p>⇒●有効幅員は 1.4m以上（段に併設の場合 90 cm以上）とする。</p> <p>◇勾配は 1/15 以下とする。</p> <p>⇒●勾配は 1/12 以下（高低差 16 cm以下の場合 1/8 以下）とする。</p> <p>○傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも 1.5m以上の水平な踊り場を設ける。</p>
車いす使用	<p>▼傾斜路を設ける場合</p> <p>○傾斜路が長い場合、エレベーターによる移動と選択できるようにする。</p> <p>▼設備・備品等</p> <p>○壁面に床上 10 cm～35 cm程度の車いすフットレストあたりを連続して取り付け。（図 2）</p>
視覚障害	<p>□すべての施設 ⇒■床面積 1000 m²超の施設</p> <p>▼誘導</p> <p>◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も出入口から案内設備（受付、インターホン、触知案内板等）までを視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。</p> <p>⇒●出入口から案内設備までの 1 以上を視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、通路の色と紛らわしい時に限り、床材とのコントラストの大きい他の色を用いる。</p> <p>◇段又は階段、傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設を行う。</p> <p>⇒●段又は階段、傾斜路の上端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設を行う。</p> <p>○階段が併設されていない傾斜路のみの廊下では線状ブロックで誘導する。</p>

	<p>▼仕上げ</p> <p>○介助犬の通行が予想されるときは、滑りやすい床材や硬すぎる床材は犬の歩行に支障となるので使用を避ける。また、カーペットには毛が付きやすいことを気にする介助犬使用者に配慮する。</p> <p>▼認識しやすさ</p> <p>○移動方向を示すデザインとする。また、錯視等を生じさせない床パターンとする（床のパターンによっては、間違って誘導されたり、凹凸があるように見えることもある。）</p> <p>○床に設置するものは視認性をよくする。</p>
聴覚障害	<p>▼設備・備品等</p> <p>○照明の明るさは、顔の表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保する。</p>
その他	<p>▼設備・備品等</p> <p>○施設を利用する子どもの年齢層に応じて、転落等の危険がない窓とする。</p>

1 壁面の配置例



有効幅員の取り方

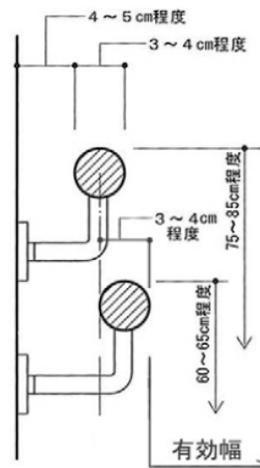


図2 車いすフットレストあたり（キックプレート）の例

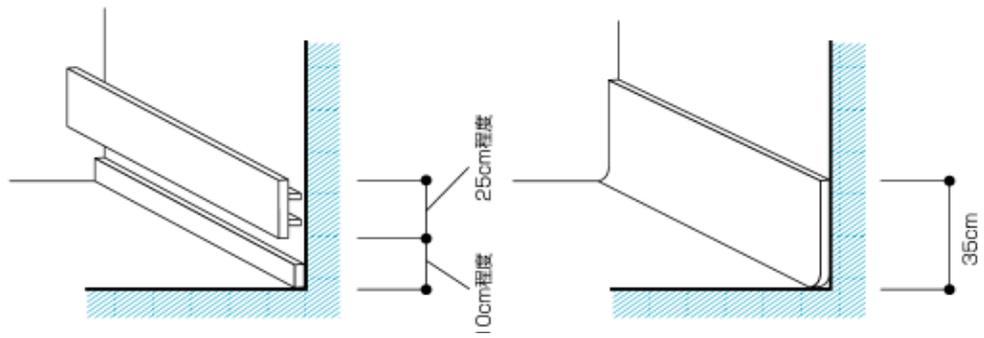


図3 曲がり角の整備例

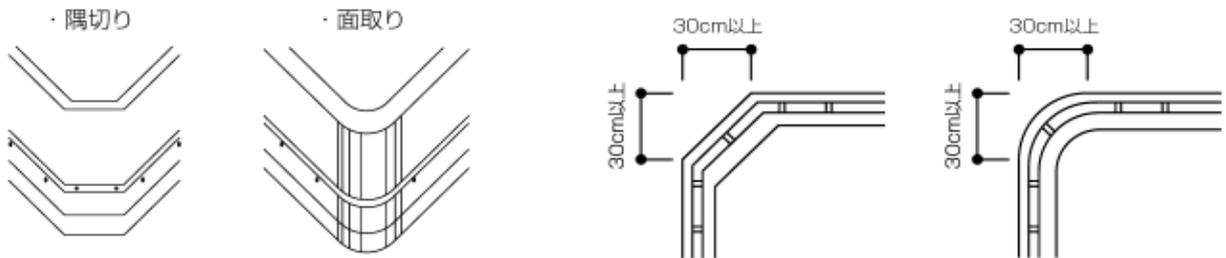


図4 障害物を突出させない工夫例



	措置
共通	<p>■利用円滑化経路を構成するもの</p> <p>▼寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇直接地上に通ずる、又は主要な出入口の1以上を1.2m以上とする(図1、2) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●直接地上に通ずる出入口は90cm以上とする。 ◇その他の利用居室や駐車場の出入口は90cm以上とする。(図2) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●その他の利用居室や駐車場の出入口は80cm以上とする。 <p>▼仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段は設けない。 ●戸の前後には高低差を設けない。 ○戸の前後に水平部分を1.5m以上確保する。(図1、6) <p>▼戸</p> <p>①形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇主要な出入口は自動扉とする。その他の戸は自動扉など容易に通過できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●戸は自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ○回転戸は設けない。回転戸が設けられている場合は、高齢者、障害者等が利用できる引き戸、開き戸を併設する。 ○廊下に面する戸は、原則引き戸又は内開き戸とし、外開き戸の場合は廊下の通行を妨げないようにアルコープ付きなどとする。(図4) ○手動引き戸は上吊り式の軽いものとし、段や溝を設けない。 <p>②把手</p> <ul style="list-style-type: none"> ○把手は、手動引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。なお、プッシュプルハンドルを選択する場合は、軽いものとする。(図3) ○把手を握りやすいよう、扉との間には5cm以上の空間を設ける。(図3) ○手動引き戸の把手と戸わくの間隔は最低5cm程度とする。(図6) ○引き戸には、補助把手を付ける。 ○把手は床から90cm程度の位置に付ける。 <p>③自動扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動扉の起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行の際、支障なく作動するよう、できる限り広い感知域とする。 ○自動扉の開閉速度は、開きは迅速に、閉じは遅くすることとし、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。 ○車いすだと自動ドアのセンサーが反応せずに開かない場合があるので、センサーの飛ぶ位置に配慮する。 ○戸開ボタンを設けるときは床からの高さ80cm程度とする。 ○タッチセンサー式の自動扉は、視覚障害者にはタッチ部分の位置が分からないうえに、タッチセンサー式であることを認識できないためなるべく設けない。設置する場合は、音声等でタッチセンサー式であることを案内する。 <p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横線をいれるか、色(高齢者の黄変化した視界では見えにくいいため青色は避ける。)や模様等で十分識別できるようにする。

	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出入りの際、及び自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根又は庇を設置する。(図1) ○建築物の出入口から見通しのよい位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにする。 ○インターホンは立位の他に車いす使用者が利用できる高さとする。 ○履き替えが必要なときは履き替え場所に腰掛とL字型手すり又は縦手すりを設ける。 ○玄関マットは埋め込み式で手動車いすでの通過に支障のない製品とする。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の出入口に、高齢者や弱視に配慮し、地と文字の色対比に留意し、太線の大きな文字を用いた施設名称サインを掲出する。 ○室名など文字による表示は、地と文字の色のコントラストに留意し、太線の大きな文字を用い、戸の把手側の壁面の目の高さの位置に分かりやすく行う。そのためには、立位の大人から、車いす使用者、子どもまで対応できるように床上110 cmと160 cm程度の2ヶ所に表示する。(図6)(1ヶ所の場合は高さ140 cmとし、読みやすい大きさ、色使いに特に配慮する。) <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸の開き勝手方向に車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように袖壁と開閉スペースを設ける。 ○ドアを開け切ったときにストッパーが利くようにする。 ○ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設ける。 ○玄関は非常時に備え、手動外開き戸を併設する。 ○開き戸は、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるような窓を設ける。窓は、割れにくいガラス窓を車いす使用者や子ども等が認知できる位置(床から60 cmを下端とする20 cm×90 cm程度)とする。(図6) ○衝突のおそれのある扉ガラスは安全な材料を使用する。 ○防火戸は一目で分かる配置・デザインとする。 ○防火戸の把手は、高齢者・障害者等が容易に操作できる形式のものとする。 ○防火戸は車いす使用者が通り抜けできるように、有効幅員を確保する。 ○下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。 ○防火戸を押し開けながら直角に曲がらざるを得ないというような設置の仕方は車いす使用者が通行できないので避ける。
車いす使用	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扉に近接する下り階段は、転落しないよう扉と階段の間に十分なスペースを設ける。(図7) ○戸には床上高さ35 cm程度まで、車いすフットレストあたりを取り付ける。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な出入口に準じて整備することができないその他の屋外出入口には、車いす使用者が利用できる出入口の位置を明示する。
視覚障害	<p>▼誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者利用円滑化経路を構成する出入口に視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。 ○視覚障害者誘導用ブロックだけでは出入口が分かりにくい場合は誘導チャイムを設ける。 ○音による案内を設ける場合には、戸の直上に設置する。 ○必要に応じ玄関付近に、点字案内板、触知案内図、インターホンを設置する。案内板は弱視等を考慮し、目の高さに大きい文字で表示する。 ○玄関に受付がないときは、点字案内、触知案内板又はインターホンを設け、点字ブロック又は音声により誘導する。

聴覚障害	<p>○点状ブロックを受付カウンター等の案内設備、戸又はマット直前に3枚程度設置する。 ○玄関マットで途切れないよう設置する。(図5)</p>
	<p>▼表示</p> <p>○主要な部屋の出入口には、戸の把手側の壁面の高さ1.4m程度の位置あるいは利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、出入口付近の廊下手すりに点字表示を行う。</p>
	<p>▼表示</p> <p>○インターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設置し、意思伝達ができるようにする。 ○インターホンを設置する場所では、施設の利用案内など文字表示を併設する。 ○インターホンの使い方も文字表示する。</p>

図1 建築物出入口の整備例

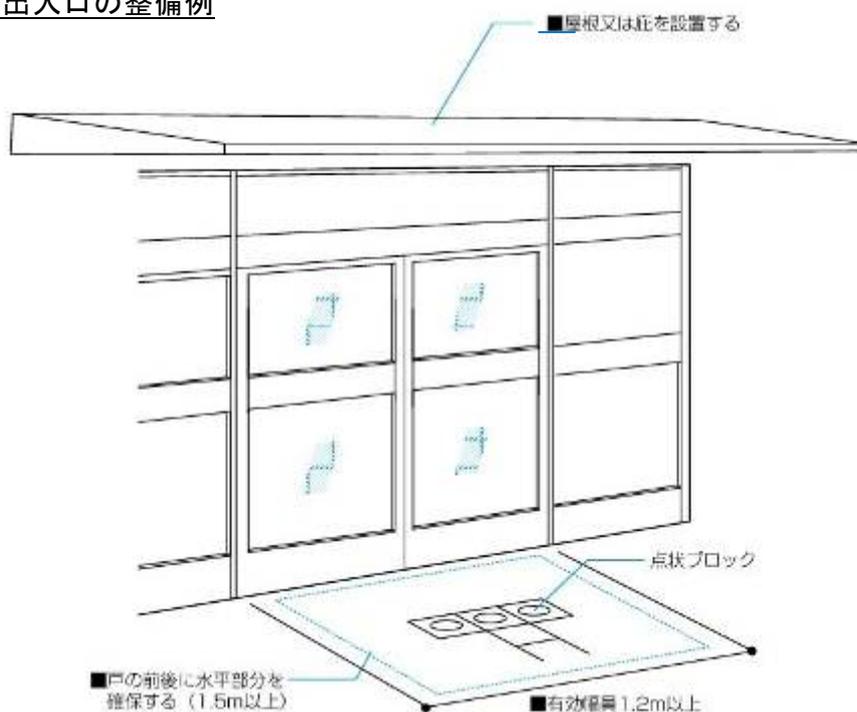


図2 出入口の有効幅員の考え方

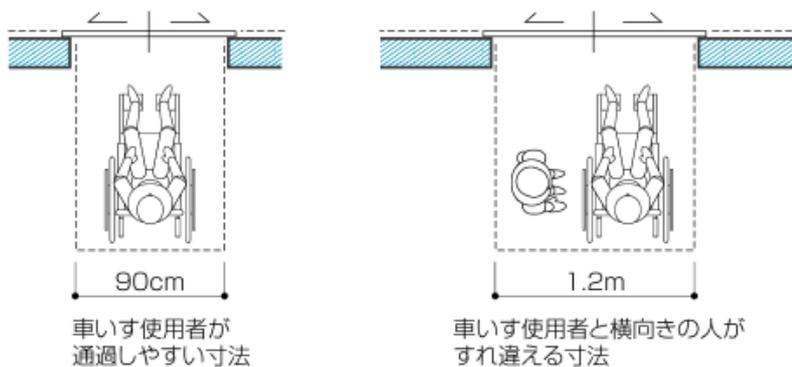


図3 使いやすい把手

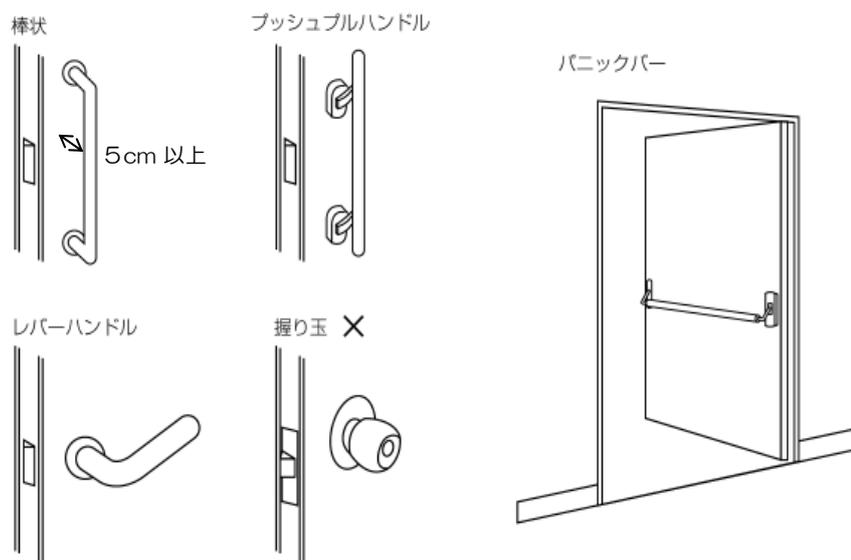


図4 アルコーブ

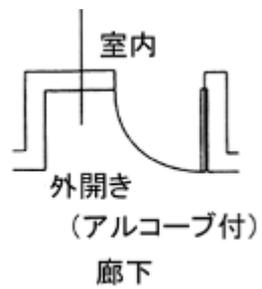


図5 玄関マットの設置例



視覚障害者誘導用ブロックを避けて玄関マットを設置している。

図6 出入口扉の整備例

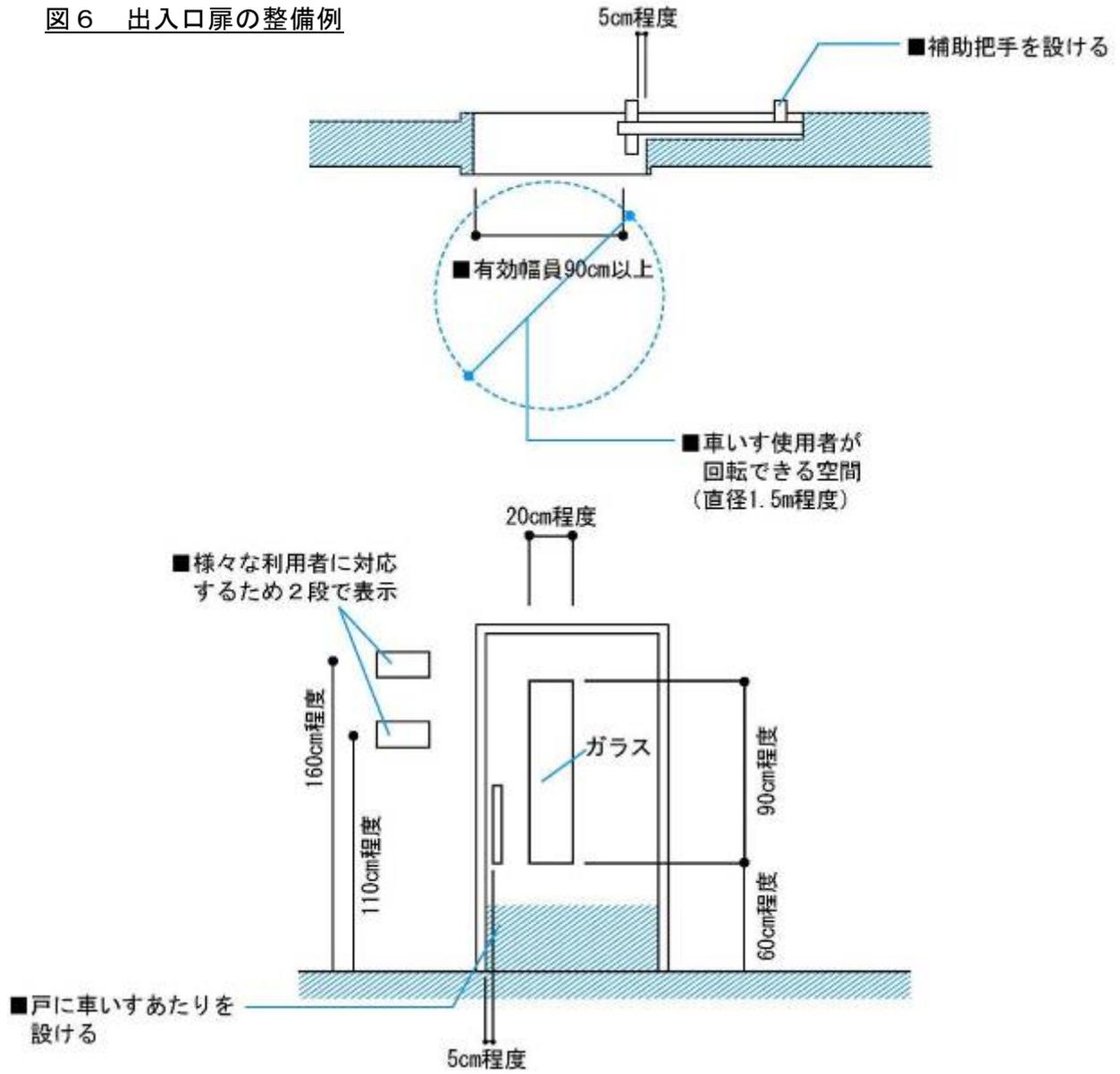
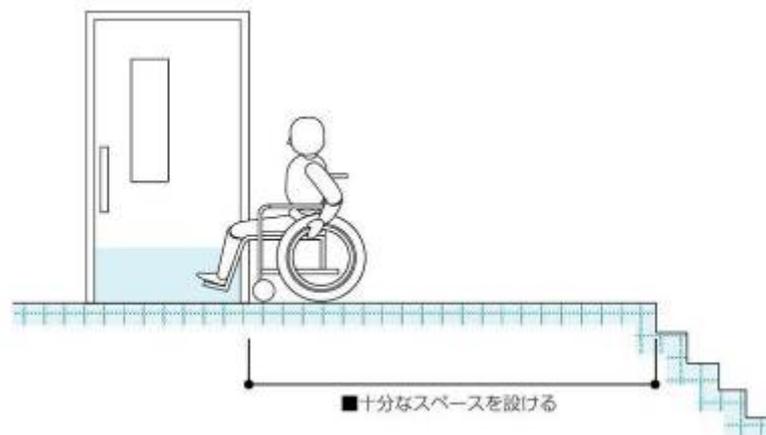


図7 扉と下り階段の関係



4. 階段

措置

項目別の整備の考え方⇒28p

	措置
共通	<p>▼形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回り階段としない。(図1) ○高低差 3m 以内ごとに踊場を設ける。踊場の長さは 1.2m以上 (直階段では 1.5m以上) とする。 <p>▼設備</p> <p>①段鼻等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段鼻は滑りにくく、つまずきにくい構造 (段鼻の突き出しがないこと等) とする。 <p>②手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇手すりは両側に踊場も含めて連続して2段で設ける。(図2) ⇒●手すりを設ける。 ○階段幅員が3m以上の場合、中間にも手すりを設置する。 ○上端及び下端には 45 cm以上の水平部を設置する。(図2) ○廊下などの手すりとは連続させる。 <p>③立ち上がり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○側面を手すり子形式とする場合、杖がすべらないように、階段の側桁又は地覆を 5 cm以上立ち上げる。(図2) <p>④照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○足元灯、非常用照明装置を設置する。足元灯は突き出しのないものとする。(図2) <p>▼仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ◇段鼻は段の全長にわたり色を変える。特に階段を降りる際に一段一段の段鼻がはっきりと認識できるように色を変える太さに留意する。 ⇒●色等で段を容易に識別できるようにする。 ○床の表面は、グレアを生じない素材を用いるよう配慮する。 ○階段と接する壁面部分との色のコントラストをはっきりとさせ、段を強調すると分かりやすい。 <p>▼寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有効幅員 1.4m以上とする。(図2) ○蹴上げ 15 cm以下、踏み面 30 cm以上、蹴込み 2 cm以下とし、同一階段の場合は同一寸法を原則とする。(図2) ○蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とする。 $550 \text{ mm} \leq T + 2R \leq 650 \text{ mm} \quad (T: \text{踏み面}, R: \text{蹴上げ})$ ○階段の始点及び終点は通路から 1.2m後退させる。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○色のコントラストに留意した大きめの算用数字で階数番号を床面や壁面に表示する。 ○エレベーターやスロープへの案内を表示する。 <p>▼配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターやスロープを見通しのよいところに併設する。 <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段裏側には頭を打つような十分な高さのない空間は設けない。特に頭上の高さを察知しにくい視覚障害者に必要な配慮である。 ○折り返し階段の屈曲部には、衝突を回避するための鏡を設ける。

	<p>○避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉しやすいものとし、下枠に段差は設けない。 ○階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように配慮する。</p>
視覚障害	<p>□すべての施設 ⇒■床面積の合計が1,000㎡を超える施設</p> <p>▼誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇階段の上端及び下端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設を行う。(図2) ⇒●階段の上端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設を行う。 ○階段上端の点状ブロックは60cm幅で敷設する。(図2) ○点状ブロックは階段の始末端から30cm離し、点状ブロック間は最低30cm確保する。(図2) <p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段の折り返し部分等に鏡を設置する場合は、視覚障害者がそれに衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点字と※墨字による案内表示を手すりに設ける。文字は色のコントラストと文字間隔を考慮した太線の大きな文字とする。 ○階段の始点及び終点の手すりすべてに、階数等を点字表示する。
その他	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○側面を手すり子形式とする場合は、子どもが頭を入れたりしないよう間隔に配慮する。(手すり子の芯から芯で10cm以下)

※墨字(すみじ)：視覚障害者の使用する「点字」に対する「ひらがな」、「カタカナ」、「漢字」などの呼称。

図1 階段の形状(○：よい例、×：よくない例)

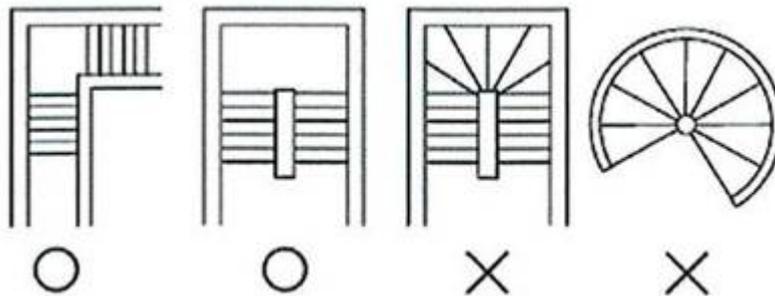
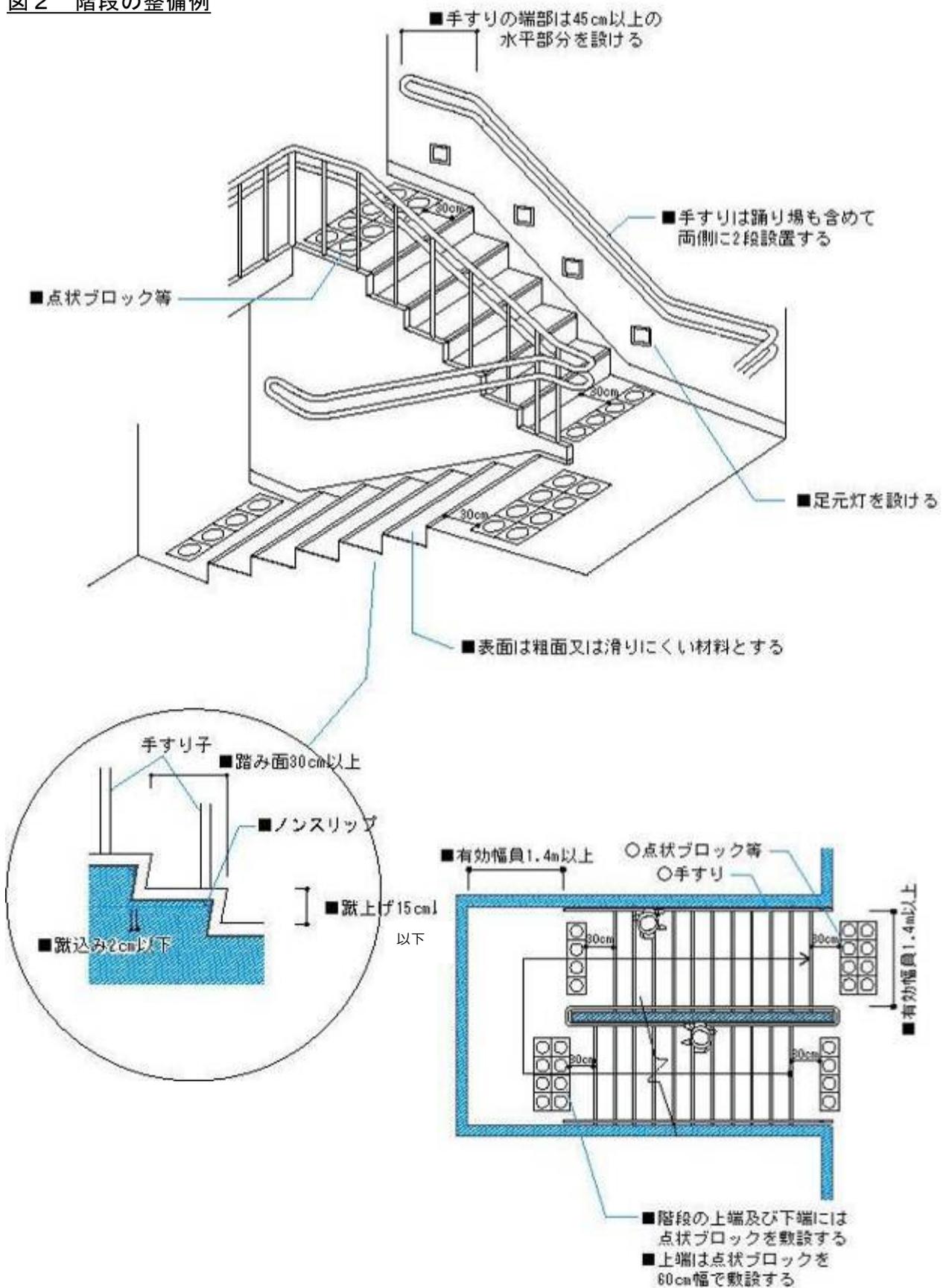


図2 階段の整備例



5. エレベーター

措 置

項目別の整備の考え方⇒30p

措 置	
共 通	<p>▼設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターは見通しの良い場所に設置し、色彩や照明により所在を分かりやすくする。 ○階段やエスカレーターと経路選択しやすいよう、見通しよく設置する。 <p>▼仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗降ロビーに高低差は設けない。 <p>▼設備</p> <p>①ボタン・表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗降ロビーに昇降方向を表示する装置を設ける。(図1、4) ●かご内に停止予定階及び現在位置を表示する。 ○2基以上が並ぶ場合は到着するかごを乗降ロビーで光と音声で案内する。 ○エレベーターが複数ある場合、それに乗るための準備の時間が必要なので、乗降ロビーでそれぞれのエレベーターが現在どの階にあるのか表示するようにする。 <p>②手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりを両側面及び正面壁に設ける。(図1) <p>③乗降者検知装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かごの出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さ(車いすのフットレストと身体部)に設ける。 <p>④隙間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗降ロビーとかごの隙間は2cm以内とする。(図1) <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扉にガラス窓を設けるなど、かご内が乗降ロビーから視認できる構造とする。(図1)
車いす使用	<p>▼寸法</p> <p>■一般規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇出入口の有効幅員は90cm以上とする。(図1、2) ⇒●出入口の有効幅員は80cm以上とする。 ◇かごの奥行き内のり寸法は1.5m以上とする。(図1、2) ⇒●かごの奥行き内のり寸法は1.35m以上とする。 ◇乗降ロビーの幅・奥行きは1.8m以上を確保する。(図1、2) ⇒●乗降ロビーの幅・奥行きは1.5m以上を確保する。 ○戸には袖壁を設けず、扉幅を大きくする。(図1) ○直角スルー型エレベーターではハンドル式電動車いす使用者が利用できるようにするために11人乗り以上の大きさとする。 <p>□不特定多数の者が利用するエレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒■利用円滑化経路を構成するエレベーターで不特定多数の者が利用するもの ●車いすの転回に支障ない構造とする。 ◇かごの幅は1.6m以上とする。(図1、2) ⇒●かごの幅は1.4mとする。

	<p>▼設備</p> <p>①ボタン・操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇かご内に車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等を左右壁面中央付近に設置する。(専用主操作盤、専用副操作盤)(図1) ⇒●かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設置する。 ○かご内の専用操作盤のボタンの高さは1 m程度とする。 ○専用主操作盤に現在位置を表示し、インターホンを設ける。 ○車いす用のインターホンボタンは長押しを必要としないものとする。 ○乗降ロビーに床からの高さ1 m程度の位置に大きく、車いす使用者が操作しやすい乗場ボタンを設置する。(図1) ○乗場ボタンは軽く押せる押しボタン式とする。 ○専用乗場ボタン、主・副操作盤の行き先ボタンによる戸の開閉時間は長くする。(10 秒程度) <p>②鏡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者が後退して降りる際に後方を確認できるよう鏡を設置する。スルー型エレベーターでも車いす使用者が後退して降りる階床のある場合には凸面鏡等を設ける。(図1) ○鏡は、割れにくい鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)とし、鏡の下端は車いすフットレストあたりまでとする。 <p>③車いすフットレストあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かごの床上 35 cm程度まで車いすフットレストあたりを設置する。(図1) <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗降ロビーでは車いす使用者の転落などの危険を防ぐため、ロビー周辺に下り階段を設けない等、安全面で配慮をした計画とする。 ○車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。
視覚障害	<p>□不特定多数の者が利用するエレベーター又は主として視覚障害者が利用するエレベーター</p> <p>⇒■利用円滑化経路を構成するエレベーターで不特定多数の者が利用するもの又は主として視覚障害者が利用するもの(駐車場を除く。)</p> <p>▼設備</p> <p>①音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かご内で到着階、出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置を設置する。 ◇かご内及び乗降ロビーで昇降方向を知らせる音声装置を設置する。 ⇒●かご内又は乗降ロビーで昇降方向を知らせる装置を音声設置する。 ○地震、火災、停電時管制運転のエレベーターでは、音声により管制運転で停止した旨を知らせる装置を設ける。 ○スルー型エレベーターには開閉する扉の方向を知らせる音声案内装置を設ける。 ○音声案内は音量調節が可能なものとする。 ○スルー型エレベーターの音声案内の位置は高過ぎると方向の確認ができないため、あまり高くしない。また、アナウンスの内容は「こちら側」などの指示語がないようにする。 <p>②ボタン・表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かご内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等は、点字により表示するなど視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。(図1、3) ○ボタンは立位で操作しやすいボタン配置とし、押したか否かを認知しやすい押しボタン式とする。(タッチセンサー式のボタンを設けない。)(図3) ○ボタン操作したことがわかるよう音と光で示す。 ○ボタンの文字は、周囲とのコントラストを大きくしたり、触知できる浮き彫り式等とする。(図3)

	<p>○障害者シンボルマークを表示する場合は操作ボタンと誤認しないようにする。 ○鏡を設ける場合は上端が空間を誤認させない高さとする。</p> <p>③点字表示 ○点字はボタンの左側に統一して表示する。(図3) ○点字触読を妨げない構造と配置とする。</p> <p>④認識しやすさ ○かご内の照度は適切なものとする。エレベーターホールより明るくして到着を知らせる。 ○同一施設内や関連施設内でのエレベーターのボタンの仕様を統一する。 ○エレベーターシャフトをガラス壁で区画する場合はガラス壁に模様をつけるなど衝突防止策を講じる。 ○乗降ロビーとかご床面に高低差を感じさせない配色とする。</p> <p>▼表示 ○乗場ボタン手前に点状ブロックを敷設し、ボタンの位置を案内する。(図1、2) ○視覚障害者誘導用ブロックで乗場ボタンに誘導する。</p> <p>▼その他 ○エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できる限り設けない区画設計とする。 ○高層ビルなどで、エレベーターによって止まる階が指定されていてすべての階に止まらないものについては、その旨を分かりやすく案内する。</p>
聴覚障害	<p>▼設備</p> <p>①表示 ○過負荷(定員超過)のときに「満員」等と文字表示する。(図1、4) ○表示文字は点滅するなど注意喚起しやすい表現とする。 ○ボタン操作したことが分かるよう光で示す。 ○緊急時の対応を分かりやすく簡潔に表示する。 ○インターホンは機能を文字表示する。</p> <p>▼その他 ○双方向性のモニター付きインターホン等の緊急時に音声によらない外部との交信手段を確保する。</p>

図1 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの整備例

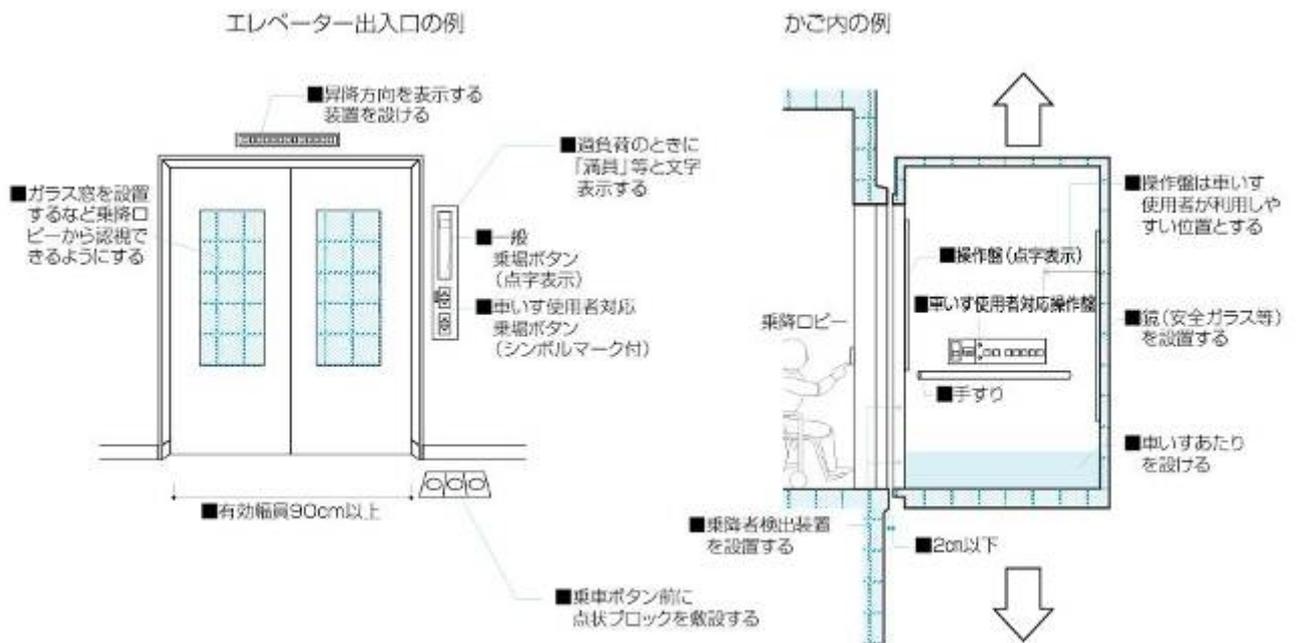
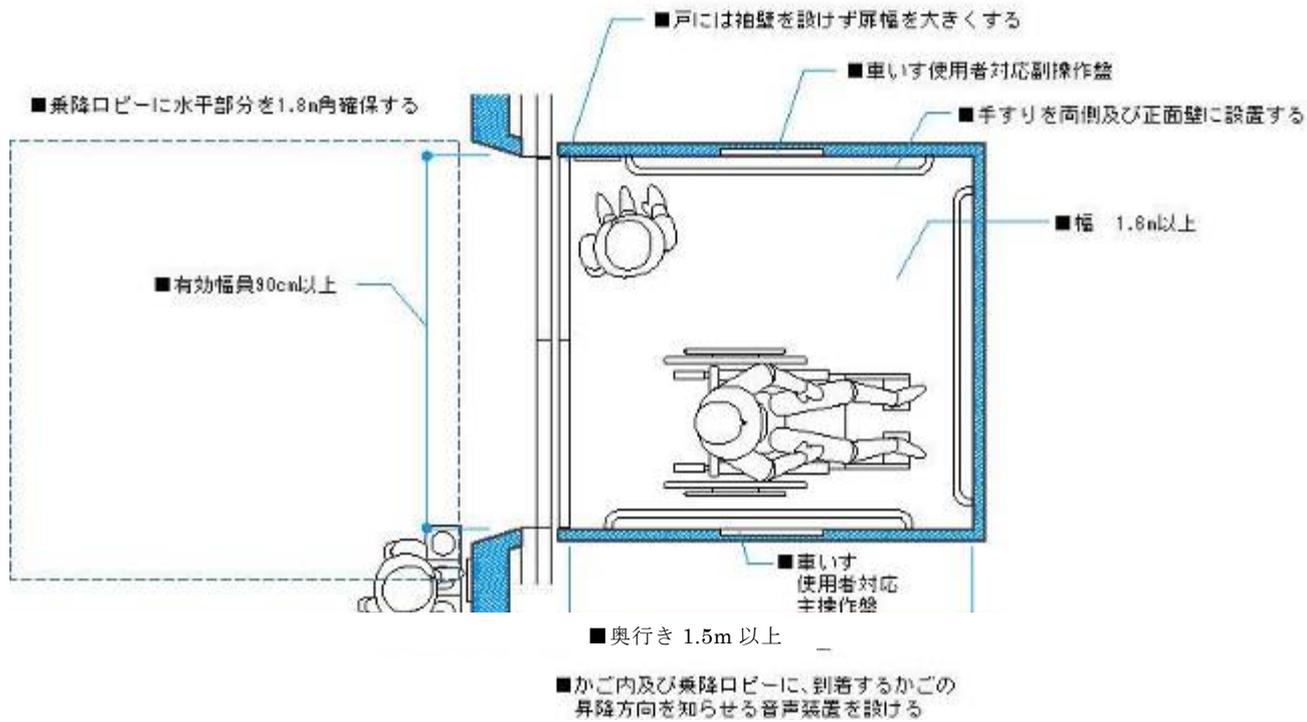


図2 スルー型（貫通型）エレベーターの整備例

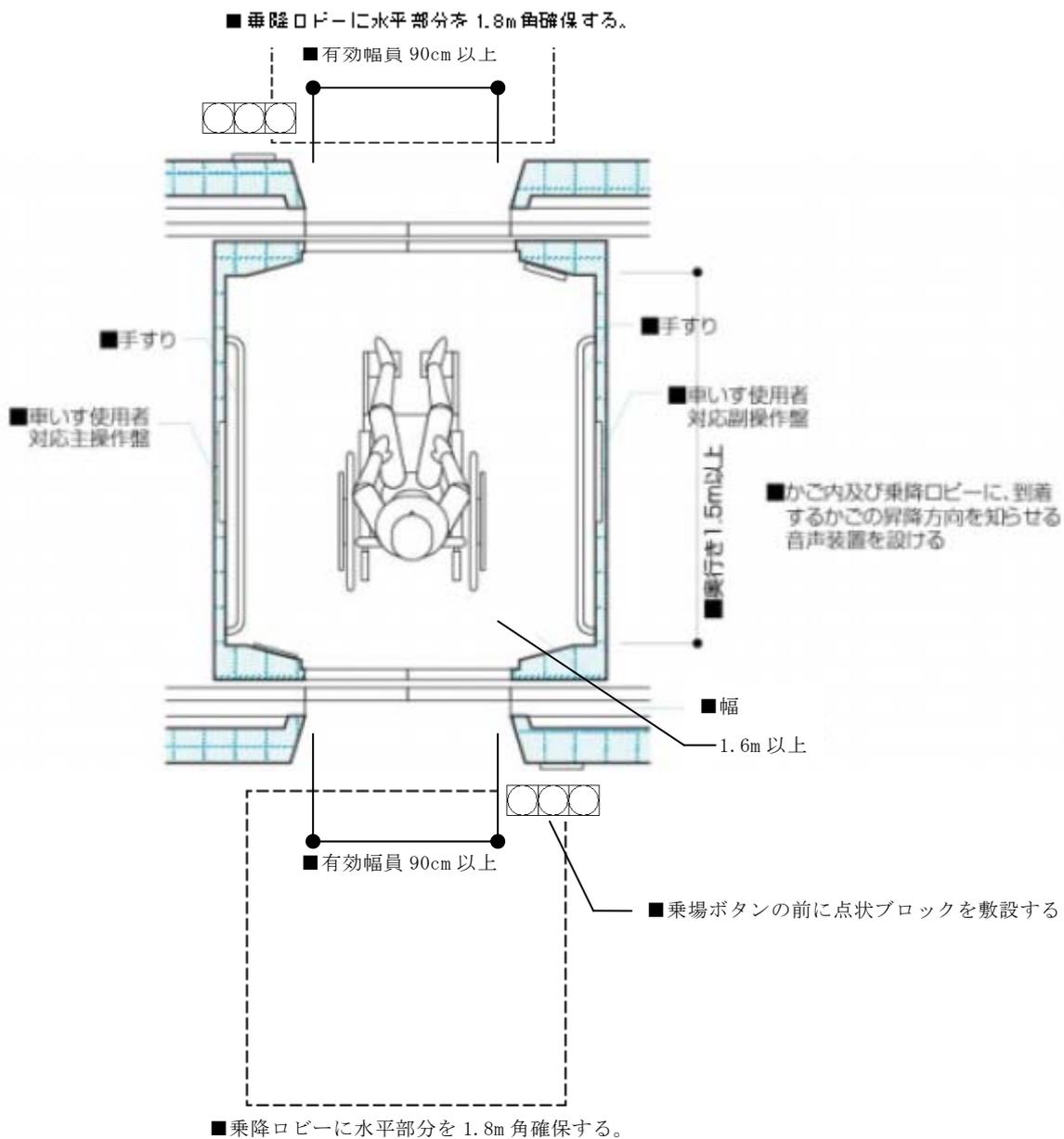


図3 点字、浮き彫り文字表示例



図4 案内文字表示例

